

差別のない明るいまちを

今、同和問題は？

◆今も残る差別
 次の資料は、2007(平成19)年に内閣府が実施した「人権擁護に関する調査結果」です。

同和問題に關し、
 どのような問題が
 起きているか
 (複数回答)

結婚問題で 周囲が反対すること	(42%)
身元調査をすること	(30%)
就職・職場で 不利な扱いをすること	(29%)
差別的な言動をすること	(26%)
インターネットで差別的 情報を掲載すること	(14%)
差別的な落書きを すること	(9%)
その他	(1%)
特になし	(14%)
わからない	(12%)

同和問題とは、特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、日常生活の上で不利な扱いや差別を受けるという、わが国固有の人権問題です。

この問題を解決するために、運動や行政によるさまざまな取り組みが行われてきましたが、今もなお、差別事象が後を絶っていないのが現状です。

同和問題は、憲法で、すべての国民に保障されている基本的人権の侵害であり、「人権の世紀」ともいべき21世紀にあつて、すべての人の人権が尊重される社会を実現するためにも、私たち一人ひとりが解決のために取り組みなければならない課題なのです。

①結婚に対する差別意識
 1993(平成5)年に、総務庁が実施した「同和地区実態把握等調査」では、自分の子どもが「同和地区」(同和問題による差別を受けている地域)の出身者と結婚することについて、「子どもの意見を尊重し、親が口を

出すべきでない」との回答が45%で最も多くなっていました。「親としては反対するが、子どもの意思が強ければ仕方がない」という消極的ながら賛成する回答(41%)も加えると、子どもの意思を尊重する回答が86%を占めていました。

しかし、「家族や親戚の反対があれば、結婚させない」(7%)や「絶対に結婚させない」(5%)という回答があつたことも事実です。このことから、十数年経つても結婚差別がなくなつていない背景を伺い知ることが出来ます。

具体的な事例として、結婚相手「同和地区」出身であるか否かを調べるために、職務上、他人の戸籍を入手することができ、他人に依頼するなどして、不正に戸籍謄本を入手して、「同和地区」出身者であることを理由に、本人の人柄などとは無関係に、結婚の断念を迫つた事件も起きています。

②不公正な採用選考
 1975(昭和50)年に、「部落地名総鑑」という冊子を多くの企業が高額で購入していたことが発覚しました。この冊子には、全国の「同和地区」の地名などが記載されていて、現住所や本籍などを照らし合わせると「同和地区」出身者かどうかがわかるというものでした。この情報は、企業の採否決定に利用されるなど重大な就職差別につながるものでした。

法務省では、このことを人権侵害事件として調査し、冊子を回収・処分するとともに、購入した企業に対して、このような差別をしないように指導しました。

なお、近年は、インターネット上に同様の内容のものが掲載されるといふ人権侵害も発生しています。

国や県においては、一定規模の企業に対して、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置し、公正な採用選考システムの確立を図るとともに、採用選考では、本人の適性・能力に関係のない事柄を記入させたり、面接で質問をしたりしないように求めています。特に、高等学校卒業者の就職応募書類については、全国統一の様式に基づく応募用紙を使用するように指導しています。

③差別表現
 差別表現の手段としては、文書送付・落書き・電話など手段はさまざまですが、特に、最近インターネット上での差別的な書き込みが増加しています。

インターネットを使った差別表現は、不特定多数の人の目にとまることが一度ネット上に流出した情報は、回収がほぼ不可能になることも多いため非常に深刻な問題となります。

④身元調査
 近所を訪問して、特定の人物について、家族状況、居住環境、宗教などの個人情報聞きだし、住所や本籍地などを知り、そこから「同和地区」出身者かどうかを調べる場合もあります。こうした調査は、本人の知らないところで行われる点や、結婚や就職における差別などの重大な人権侵害につながる恐れが極めて強いものといわなければなりません。

人は自分の意思で生まれるところを選ぶことはできません。にもかかわらず、今日においても生まれた場所などを理由とする差別が起こっているのです。

このような人権侵害や差別につながる身元調査を自らが行ったり、他人に依頼しないようにすることが重要です。

同和問題は、学校での人権教育や社会での人権啓発を通じて積極的に取り組みを推進し、早急に解決しなければなりません。

参考・引用文献「同和問題と人権」(財)人権教育啓発推進センター発行

